
子育て・幼児教育

1	重点目標	P33
2	子育て・幼児教育関係事業	P33
3	子育て・幼児教育施設	P36
4	保護者支援制度	P36

➤ 1 重点目標

- 1 子育て支援の充実
- 2 幼児教育の充実
- 3 早期療育の推進
- 4 社会全体で子どもを守る体制の構築

※詳細は、P6「当別町教育推進計画」参照

➤ 2 子育て・幼児教育関係事業

1 特別保育事業

事業名	実施場所 及び日時	利用料等	対象	概要
延長保育事業	ふとみ保育所 18時30分 ～19時30分	課税世帯 1日300円 (月額上限) 2,500円 非課税世帯 1日60円 (月額上限) 600円	ふとみ保育所 利用児童	保護者の就労形態の多様化等により通常の保育時間を超えて保育の実施が必要な場合に延長保育を行う。
障がい児保育事業	ふとみ保育所 4月～3月	無料	ふとみ保育所 利用児童 (3歳児以上)	心身に障がいや発達に遅れを有する児童に対し、保育士を加配し適切な支援を行うことで、当該児童の心身の健全な発達及び育成を促進する。
一時預かり事業	ふとみ保育所 7時30分 ～18時30分	3歳児未満 1日2,000円 3歳児以上 1日1,500円 非課税世帯 無料	1歳6ヵ月～ 就学前	保護者が一時的に家庭での保育が困難な場合等、育児負担の軽減を図るため、児童に対し保育を行う。

2 子ども発達支援センター事業

事業名	実施場所 及び日時	利用料等	対象	概要
児童発達支援事業	子ども発達 支援センター 4月～3月	1回 1,054円	未就学児	日常生活における基本的動作 や知識技能を習得し、集団生活 に適用することができるよう、 適切かつ効果的な指導・訓練を 行う。
放課後等 デイサービス事業	子ども発達 支援センター 4月～3月	放課後 1回 833円 学校休業日 1回 953円	就学児	生活能力の向上のために必要 な訓練を行う等、社会との交流を 図ることができるよう、適切か つ効果的な指導・訓練を行う。
保育所等訪問 支援事業	保育所等 所属施設 4月～3月	単独支援 1回 1,136円 複数支援 1回 1,057円	子ども発達 支援センター 利用者	保育所等における集団生活に適 応することができるよう、当該保 育所等において適切かつ効果的 な支援を行う。
障害児相談 支援事業	子ども発達 支援センター 4月～3月	無料	18歳以下	児童福祉法に基づく障害児通 所支援等の利用に必要な障害児 支援利用計画等を作成し、サー ビス担当者会議を開催する。
特定相談支援事業	子ども発達 支援センター 4月～3月	無料	一般	障害者総合支援法及び介護 保険法に基づく居宅サービス 等の利用に必要なサービス利用計 画等を作成し、サービス担当者会 議を開催する。

3 学童保育事業

事業名	開催月日	会場	対象	概要
放課後児童 健全育成事業 (当別町子どもプ レイハウス)	4月～3月 (月～土) 【平日】 下校時～18 時 【土・長期休 業日】 8時～18時 ※18時～19 時は延長保育 実施(利用料 別途必要)	当別子ども プレイハウス (当別小学校内) 西当別子ども プレイハウス (西当別小学校内)	小学生	仕事等の理由により、放課後等 に保護者がいない家庭の児童の 保育を行い、安全な環境で集団 活動を行う。 【事業内容】 ・学習指導 ・スポーツ活動 ・合同遠足 ・映画鑑賞 ・調理体験 ・ハンドクラフト ・お楽しみ会 ・放課後学習会 等

4 子育て支援事業

事業名	開催月日	会場	対象	概要
子育て支援拠点事業 (当別町子育て支援センター事業)	4月～3月 (月～金)	当別町総合保健福祉センター (機能訓練室等) ふとみ保育所 (すみれルーム)	乳幼児と その保護者	町内の子育て中の親子の交流促進や育児相談、情報提供等きめ細かな子育て支援活動を実施するため、町内2か所に子育て支援センターを設置し、育児者の子育てに対する不安感、孤立感、負担感の解消を目指す。 【事業内容】 ・設定保育事業 あそびのひろば(0歳～6歳までの就学前の子どもと保護者) ・子育て講座 ・育児者リフレッシュ講座 ・子育て支援情報提供 ・子育て相談 等
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	4月～3月		小学生以下の子ども いる家庭	ファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)を設立し、地域の子育ては地域の力で支援する相互協力体制構築により、地域全体で子どもを育てる機運を高め、子育てしやすい環境を整備する。
児童虐待防止事業	4月～3月	保育所・幼稚園 各小・中学校	18歳未満の子ども	児童虐待に対する適切な対応、防止、予防及び早期発見その他の児童虐待防止に関する啓発を行う。

➤ 3 子育て・幼児教育施設

ふとみ保育所

所在地	石狩郡当別町太美町 1480 番地 8 電話 0133-26-2353 FAX 0133-26-2352
開所時間	午前 7 時 30 分 ~ 午後 6 時 30 分
休所日	日曜日、祝日、年末年始（12 月 31 日～1 月 5 日）
施設概要	遊戯室、保育室、調理室、事務室、相談室

子ども発達支援センター

所在地	石狩郡当別町西町 32 番地 1 障害児通所支援事業所 電話・FAX 0133-23-3009 障害児相談支援・特定相談支援事業所 電話 0133-23-2788
開設時間	午前 8 時 45 分 ~ 午後 5 時 15 分
休所日	土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 30 日～1 月 5 日）
施設概要	個別指導室、集団指導室、相談室、検査室、事務室

➤ 4 保護者支援制度（子育て・幼児教育）

1 私立幼稚園助成費

【 対象施設：学校教育法に基づく私立幼稚園（※新制度に移行した幼稚園を除く） 】

(ア) 就園奨励費補助金

私立幼稚園に通園する幼児の保護者の経済的負担の軽減と公・私立間の保護者負担の格差是正を図るため、入園料・保育料の軽減を行った私立幼稚園に対し、補助金を交付する。

(イ) 幼稚園特別支援教育費補助金

特別な支援が必要とされる幼児が在園し、かつ、特別支援教育支援員を置く町内の私立幼稚園に対し、補助金を交付する。

2 教育・保育施設等助成費

【 対象施設：子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園・保育園・認定こども園 】

(ア) 施設型給付費

保護者の経済的負担を軽減するため、児童 1 人の教育・保育にかかる費用の額と当該児童に係る利用者負担額の差分を教育・保育施設に対し、施設型給付費を支給する。

また、利用者負担額は、町民税所得割額に応じ、保育所については既存の保育料と比較し、幼稚園については就園奨励費を考慮し、増額とならないよう設定している。

(イ) 特別保育事業補助金等

多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、延長保育事業、障がい児保育事業、一時預かり事業を実施している保育所等に対し、補助金等を交付する。